

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 慰労金・支援金について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、強い使命感を持って業務に従事された医療従事者、職員等の皆さまに対して慰労金を給付します。

また、感染拡大を防ぐための取り組み等を行う医療機関等や介護・障害福祉サービス事業所、施設等に対して支援金を交付します。

申請受付を7/29から開始しますのでお知らせします。

お早めの
申請をお願い
します！

1 慰労金

- (1) 給付額：5万円～最大20万円
- (2) 対象期間：令和2年3月2日から令和2年6月30日まで
※医療分は例外あり
- (3) 対象者：①医療機関等に勤務する医療従事者や職員
②介護サービス事業所・施設等に勤務する職員
③障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員 等
※対象期間中に通算で10日以上勤務された方
- (4) 受付期間：令和2年7月29日から令和2年10月31日（①の方）
ただし、郵送等による申請の場合は10月30日必着
令和2年7月29日から令和3年2月28日（②、③の方）
ただし、郵送等による申請の場合は2月26日必着
- (5) 提出先：愛媛県国民健康保険団体連合会または愛媛県
（条件により異なるため、詳しくはお問い合わせください。）

2 支援金

- (1) 交付額：実費額（上限あり）
- (2) 対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日
※対象期間中にかかる費用が対象
- (3) 対象機関：病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所
介護サービス事業所・施設
障害福祉サービス事業所・施設
- (4) 受付期間：令和2年7月29日から令和3年2月28日
ただし、郵送等による申請の場合は2月26日必着
- (5) 提出先：愛媛県国民健康保険団体連合会または愛媛県
（条件により異なるため、詳しくはお問い合わせください。）

3 コールセンター（相談窓口）

- (1) 開設日：令和2年7月29日（水）予定
- (2) 電話番号：未定（決まり次第、県HPに公開）
※7/29までの問い合わせ先：新型コロナウイルス感染症対策事業推進班
電話番号：089-968-2417

平日8時30分～17時15分（土日祝日除く。）

慰労金・支援金の申請をされる皆様へ ～重要なお知らせ～

慰 労 金

新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、強い使命感を持って業務に従事された医療従事者、職員等の皆さまに対して給付します。

医療機関等、介護・障害福祉サービス事業所及び施設等が**対象職員分をまとめて申請**してください。

※退職された方は、元のお勤め先にお問い合わせください。

対象期間は令和2年3月2日から令和2年6月30日です。(※一部例外あり)

※対象期間に10日以上勤務している職員が対象です。

受付期間は令和2年7月29日から〔①令和2年10月31日
②令和3年2月28日〕までです。

①医療機関等に勤務する医療従事者や職員(※ただし、郵送等による申請の場合は10月30日必着)

②介護・障害福祉サービス施設等に勤務する職員(※ただし、郵送等による申請の場合は2月26日必着)

慰労金給付後、**実績報告が必要**です。(※一部例外あり)

※実績報告の期限は別に定めています。

支 援 金

感染拡大を防ぐための取り組み等を行う医療機関等や介護・障害福祉サービス事業所、施設等に対して支援金を交付します。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる**費用が対象**です。

※支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することが可能です。

受付期間は令和2年7月29日から令和3年2月28日です。

※ただし、郵送等による申請の場合は2月26日必着

補助事業を実施後、**実績報告が必要**です。(※一部例外あり)

※実績報告の期限は令和3年3月31日ですが速やかに報告をお願いします。

領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

お 願 い

早めの申請にご協力ください。

※感染拡大に速やかに備えていただく等のため、早めの交付申請をお願いします。

申請は、**専用のオンラインシステム、インターネット**でお願いします。

※インターネット対応環境がない場合は、電子または紙媒体の郵送等による申請も可能です。



詳しくは、愛媛県ホームページをご覧ください

